
第2章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的

南丹市地域福祉計画は、5年後、10年後の南丹市において、誰もが住み慣れた地域での助け合いや支え合いにより、安心して幸福な生活が送れるよう、地域のみんなで地域福祉の推進をめざしていく計画です。

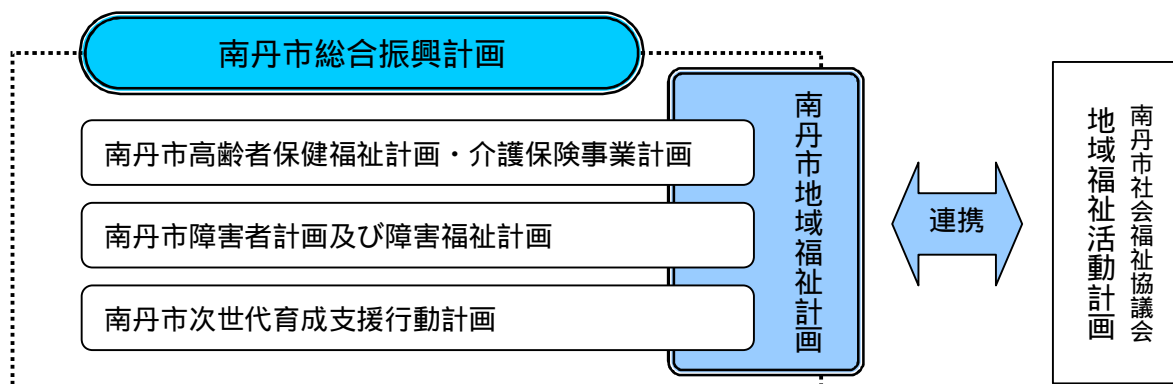
そのためには、南丹市の将来像や福祉の理念など、今後のめざす方向性を明らかにするとともに、地域の生活課題をみつけ、それらを解決するために何をしたらいいのかを地域のみんなで考え、市民、福祉団体、事業者、行政などがそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせられる関係をつくり、取り組んでいくことが大切です。

こうした、「ともに生き、ともに支えられる」まちをめざし、地域全体における地域福祉の気運を高め、地域の生活課題を解決するための方策や仕組みづくりの方向性を示すために、南丹市地域福祉計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

南丹市地域福祉計画は、社会福祉法 107 条に規定する市町村計画として位置づけられ、地域福祉を推進していく主役である市民や社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや市の支援策についてまとめています。

また、本計画は「南丹市総合振興計画」といった上位計画をはじめ、福祉の関連計画である「南丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「南丹市障害者計画及び障害福祉計画」「南丹市次世代育成支援行動計画」をふまえ、地域において総合的に推進するものです。



3 . 計画の期間

南丹市地域福祉計画の計画期間は、平成 20 年度を初年度とし、平成 24 年度までの 5 年間とします。また、変化する社会情勢への対応や他計画との整合性を図るため、計画期間中であっても随時必要な見直しを行っていきます。

平成	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
	南丹市地域福祉計画の計画期間								
					見直し	次期計画			